

転居される方へ

○ 転居の手続には次の事項に該当する方は、下記の手続が必要となります。

場所	手続きするもの(内容)	転居の手続き	担当課 電話番号(0198)	支所 での 手続
とびあ庁舎	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	マイナンバーカードを持参し、「券面記載事項変更」「署名用電子証明書の再発行」の手続きをしてください。	市民課 62-2111	○
	国民健康保険	旧保険証をお返しく下さい。新保険証を交付します。		○
	後期高齢者医療	旧被保険者証をお返しく下さい(市民課への郵送可)。新しい被保険者証は後日郵送します。		○
	医療費受給者証 ・乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭 ・小学生・中学生・高校生 ・重度心身障害者・身障3級・寡婦	旧受給者証をお返しく下さい(市民課への郵送可)。変更届を提出してください。転居の手続後、新しい受給者証を交付します。		○
	児童手当	変更届を提出してください。通学などの理由で支給対象児童と別居する場合は、別居監護申立書を提出してください。 ※受給者が配偶者と離婚協議中により別居する場合は、児童と同居している方へ優先的に支給となりますので、申し出てください。		○
	遠野テレビ	・名義人が転出し、名義人の家族が継続して利用する場合は、名義変更及び口座変更手続きが必要です。 ※登録する口座の通帳と届出印を持参してください。 ・名義人又は世帯全員が転居する場合は、解約又は休止手続きが必要です。	情報推進課 62-2111	○
遠野テレビ		遠野テレビ 63-1711		
とびあ2階 遠野市営住宅 管理センター	市営住宅の利用者	同居者が転居した場合は、転居後の住民票を持参の上、同居者異動届の手続をしてください。 ----- 名義人又は世帯全員が転居する場合は、必要な手続がありますので事前にお問合せください。	遠野市営住宅 管理センター 66-3081	○ ×
本庁舎 2階9番窓口	農業者年金	被保険者又は受給者が転居する場合は住所変更の届出が必要ですので、お問合せください。	農業委員会 62-2111	×
本庁舎 2階6番窓口	上水道の使用者 下水道(農業集落排水)の使用者	中止(廃止)届及び開始届の手続をし、中止(廃止)する分の料金を精算してください。また、所有者・使用者の名義が変わるとき、長期間水道を使用しないとき、その他、申込みした内容に変更があったときは、お問合せください。	上下水道課 62-2111	○

場所	手続きするもの(内容)	転居の手続き	担当課 電話番号(0198)	支所での 手続
本庁舎 2階4番窓口	八幡墓園利用者	利用者転居の場合は住所変更届と住民票を環境課窓口に提出してください。 届出様式は市ホームページにも掲載しています。	環境課 62-2111	×
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届を環境課窓口に提出してください。 届出様式は市ホームページにも掲載しています。		○
東館庁舎	転校	市民課での住所変更の際に、転入学届に記入してください。 ※やむを得ない理由により、新しい住所地での指定学校でなく他の学校に通学を希望する場合は、学校総務課に申請してください。	学校総務課 62-4412	○
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	手当証書を持参の上、住所変更届の手続をしてください。	子育て支援課 62-0189	○
健康福祉の里	介護保険資格取得者	後日、介護保険係より、変更後の住所が記載された介護保険被保険者証等をお送りします。	健康長寿課 68-3171	×
	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの利用者	「ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業利用変更届」を提出してください。 転居先への機器の移設が必要ですので、健康長寿課までお問合せください。	健康長寿課 62-5112	×
	生活保護世帯	届出義務がありますので手続をしてください。	福祉課 68-3192	○
	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳を持参の上、住所変更の手続をしてください。	福祉課 68-3193	○
	特定疾患医療受給者証	受給者証を持参の上、記載事項等変更の手続をしてください。		×
	自立支援医療受給者証	受給者証を持参の上、記載事項等変更の手続をしてください。		○
	特別障害者手当	変更の手続をしてください。		○
	障害福祉サービスの利用者	受給者証を持参の上、住所変更の手続をしてください。		○
図書館・博物館	指定文化財所有者 遠野遺産所有者	住所変更の手続がありますので文化課までお問合せください。	文化課 62-2340	○

○その他 郵便局、銀行、NHK、電気・ガス、電話会社などへ手続の確認をしてください。